

令和2年8月11日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年8月11日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

|     |          |
|-----|----------|
| 1番  | 赤司 久美 委員 |
| 2番  | 秋永 憲一 委員 |
| 3番  | 今村 裕一 委員 |
| 4番  | 内田 正隆 委員 |
| 5番  | 江上 哲夫 委員 |
| 6番  | 大石 敏裕 委員 |
| 7番  | 甲斐サエ子 委員 |
| 8番  | 笠 幸夫 委員  |
| 9番  | 黒岩 純 委員  |
| 10番 | 古賀 喜治 委員 |
| 11番 | 後藤 靖子 委員 |
| 12番 | 末次 龍夫 委員 |
| 13番 | 田中 文 委員  |
| 14番 | 田中 修二 委員 |
| 15番 | 田中 弥生 委員 |
| 16番 | 手島富士雄 委員 |
| 17番 | 富安 辰行 委員 |
| 19番 | 中村 裕 委員  |
| 20番 | 林田 高夫 委員 |
| 21番 | 日比生和雄 委員 |
| 22番 | 深川 嘉穂 委員 |
| 23番 | 柳 壽祥 委員  |
| 24番 | 山口 啓一 委員 |

欠席委員は次のとおりである。

鳥越 文生 委員

事務局の出席者は10名である。

**事務局** それでは、おはようございます。8月の総会に当たりまして御報告いたします。  
本日は鳥越委員のほうから欠席という連絡が入っておりまして、現委員数24名中、23名の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。  
それでは、会長よろしくお願ひいたします。

**議長** 皆さん、おはようございます。この体制になりまして初めての本総会ということで、足元の悪い中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
今、テレビをつければ新型コロナの関係がずっと報道されております。5万人を超えたというような報道もなされておりました。死亡者も1,000人から超えたというような話でございます。それに加えて、またこの暑さ、熱中症にも十分御注意をいただくということで、対策を皆さん方もいろいろ考えていただきたいというふうに思うところであります。  
今回は、こういった形で全員で総会をさせていただきました。前回、今年に入って3月から半分に減じて行ってきたところであります。ですけれども、できればこのような形で全員の参加でやれたらいいなというふうに思っておるところでありますので、皆さんも御協力をお願いしたいと思います。  
それでは、早速ですけれども、8月の農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
審議番号6番は、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についての中の審議番号1番と関連のある案件でございますので、審議番号6番とそれ以外を分けて審議することといたします。  
また、審議番号6番が関連する第2号議案、審議番号1番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中の審議番号3番とも関連のある案件でございますので、第4号議案の中で一括して議題といたします。  
それでは、第1号議案のうち、審議番号6番を除く議案を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

所有権移転、東部地域、議案番号1番の1件です。

次のページをお願いします。

西部地域、議案番号2番から5番までの4件です。

以上、1番から5番までの各申請案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告します。

以上、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第1号議案のうち、審議番号6番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち、審議番号6番を除く議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてでございますが、審議番号1番は先ほどの第1号議案、審議番号6番及び4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中の審議番号3番と関連がある案件でございますので、先ほど説明しましたとおり、次の第4号議案の中で一括して議題といたします。

それでは、第2号議案のうち、審議番号1番を除く議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 4ページをお願いします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、2番、3番の2件です。

2番、申請地、田主丸町上原、畑、165㎡、申請理由、申請地を自己用住宅及び倉庫の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、北野町石崎、田、688㎡、申請理由、申請地に集合住宅1棟6戸を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査から報告をお願いいたします。

**事務局** 今回の審査会の報告につきましては、改選後初めてということもありますので、審査会に参加された副会長に代わり事務局で報告をさせていただきます。

東部審査会です。審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。転用目的は自己用住宅及び倉庫の敷地を拡張するものですが、既に施工されていたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は川会小学校から東へ約910m、JR田主丸町駅から北西へ約1.9kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、浄化槽を経由して西側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック、及び周囲と高さをあわせることにより、土砂の流出を防いでおります。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は集合住宅1棟6戸を建築するものです。

申請地は、弓削小学校から北西へ約660m、古賀茶屋駅から南へ約780mのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第

1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側と北西側の水路へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、溜柵を経由して北西側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックとL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら、全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、審議番号1番を除く2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しています。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** 審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

**委 員** ちょっと今年からなのでよく分からないものですから、お尋ねします。  
まずは、2のほうの「特別の立地条件を必要とする事業」この特別の立地条件というのがちょっとよく分からないんですけど、それと3番のほうでは同じく「地域農業の振興に資する施設に供するもの」と、これ集合住宅になっているんですけど、この辺もうちょっと具体的にお教えいただけないかなと思います。

**事務局** すみません。お待たせしております。まず、第1種農地につきましては、原則不許可、農地法的には転用することについては不許可となっております。それで、仮に適用できる場合については、言いましたように例外規定ですね、例外規定によって該当する場合は転用が可能となっております。

まず、初めの質問なんですけれども、1番「特別の立地条件を必要とする事業」ということなんですけど、これにつきましては既存の敷地の拡張ですね。既に、例えば住宅なら住宅があった場合に、それを一部拡張する必要があると。例えば、倉庫を造ったりすることで拡張しますというふうな場合については、拡張に関わる部分の敷地の面積が、既存の敷地の面積ですね、2分の1を超えない場合については敷地の拡張ということで認められているところです。

今回の案件につきましては、田、畑の165㎡あるんですけど、もともとの敷地、宅

地になる部分が784.5㎡、備考欄にございますけど、その2分の1を超えないということで、例外規定に該当しているということで、今回申請が上がっております。まず、よろしいでしょうか。

委 員 倉庫の拡張をするということですよ。

事務局 はい。

委 員 分かりました。

事務局 そういった例外規定に該当しているところです。

続きまして、地域農業の振興に資する施設に供するものというところなんですけども、こちらが例外規定で、第1種農地の例外規定で必ず出てくる、よく出てくる案件であるんですけども、地域農業の振興に資する施設というのが、まず法令でありまして、そういったものがどういったものかというのがあります。

幾つかあるんですが、今回に該当するものにつきましては、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住するものの日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものというふうになっておるところです。ちょっと長ったらしくよく分かりづらいんですけど、要はもうそこに住んでいる方、もしくは今後住む方にとって必要な施設は例外規定に該当しますよというのが、地域農業の振興に資する施設に供するものとなっております。

今回につきましては、集合住宅ということなんですけども、集合住宅に住まわれるということで、そこに居住される方にとって必要とする施設に、この集合住宅も該当しておりまして、かなり難しいところではあるんですけど、普通の自己用住宅と同様な取り扱いで該当しておりまして、地域の集落の度合いに応じて建てられる戸数なりが決まってきているところです。今回につきましては、1棟6戸ぐらいであれば、その集落について妥当な転用ではないかということで判断をさせていただいております。

委 員 農業をされる方とか、例えば従業員とか、新規就農者がここに入られるということですかね。

事務局 よくそのところはかなり質問される場所なんですけど、はじめに農業の振興に資する施設というように言葉がついているから、今、委員さんが言われたように農業者じゃないとだめなのかとか、そういうふうな御質問をされるんですけど、農業者に限らずというところになっています。こちらのほうは。

委員 それでもやっぱり農業振興にということが通るわけですかね。地域農業の振興というのが入っておりますけれども、例えばよく最近聞くのが海外の労働者の皆さんが住むおたくとか、そういうことならばなんかちょっと分かるんですけども、どういった方が入られるのかなど。一般の方が入られるのに、こういうふうに基盤整備が済んだ農業に適したような立地条件のところを、その辺を確認せずにいいんですかね。転用許可を出して。すみません。分からないから聞いているんで。大丈夫なら大丈夫とおっしゃってですね。

事務局 そうですね。大丈夫なところで判断をしているところです。農村地域では既存集落の周辺部に集団的に農地が存在していることが多くて、集落の周辺部において仮に転用が認められないというふうになりますと、周辺居住者の経済活動を抑止してしまうとか、そういったことになります。そういうことが、ひいては地域の農業の振興に支障を来すというふうなところで、集落の通常の発展の範囲以内で、集落を核とした滲み出し的に行われる農地の転用については、認められているというふうになっているところです。なかなかちょっと説明が難しいところではあるんですけど、必ずしも委員さんが言われた農業者だけに限定するものではないということですね。

委員 分かりました。

議長 ほかに何かありませんか。ほかに質疑がございましたら、お願いいたします。ほかにないようでしたら、これにて質疑を終了してようございますか。

「はいの声」

議長 質疑を終了して、ただいまから採決をいたします。  
第2号議案のうち、審議番号1番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案のうち、審議番号1番を除く議案は可決されました。

続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番は次の4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中のもの、審議番号6番と関連のある案件でございますので、第3号議案は4号議案と一括して議題といたします。

それでは、4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、最初に第1号議案、審議番号6番、第2号議案、審議番号1番並びに第4号議案、審議番号3番を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

3ページをお願いします。

使用貸借権設定、東部地域、議案番号6番の1件です。

以上、6番の申請案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告します。

続きまして、4ページをお願いします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、山本町耳納、畑、山林、4筆、計3,045㎡、申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。こちらにつきましては、第1号議案、6番、第4号議案、3番と関連案件となります。なお、審議番号1番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

続きまして、6ページをお願いします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、3番、1件です。

3番、申請地、山本町耳納、畑、567㎡、申請理由、申請地を借り受けて、通路及び露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。こちらにつきましては、第1号議案、6番、第2号議案、1番と関連案件となります。

以上で、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会から報告をお願いいたします。

**事 務 局** 東部審査会について、報告いたします。

第2号議案、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。

転用目的は、農地改良行為となっておりますが、既に施工されていまして、始末書つきの申請となっております。

申請地は、屏水中学校から南東へ約920m、草野小学校から西へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、十分に転圧し、法面施工により土砂の流出を防いでおります。

続きまして、第4号議案、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

転用目的は、通路及び資材置場として利用するものですが、既に施工されていまして、始末書つきの申請となっております。

申請地は、屏水中学校から南東へ約940m、草野小学校から西へ約1.5kmのところに

位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものがありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排出されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び周囲と高さをあわせることで、土砂の流出を防いでおります。

以上、2件につきまして排水承諾書等添付書類を確認しております。また、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。なお、採決にあたりましては、第1号議案、審議番号6番、第2号議案、審議番号1番並びに第4号議案、審議番号3番に分けて採決いたします。それでは、第1号議案、審議番号6番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号6番は可決されました。続きまして、第2号議案、審議番号1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号1番は可決されました。

続きまして、第4号議案、審議番号3番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案、審議番号3番は可決されました。

なお、第2号議案、審議番号1番は許可相当として県農業会議へと意見聴取をいたします。

続きまして、第3号議案、審議番号1番及び第4号議案のうち、審議番号3番を除く議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 5ページをお願いします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町野田、田、2筆、計596㎡、申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。変更内容、事業主を\*\*\*\*氏から\*\*\*\*氏へ、転用目的を住宅及び倉庫から自己用住宅に変更するものです。こちらにつきましては、昭和53年9月30日付にて5条許可がなされたものです。第4号議案、6番と関連案件となります。

6ページをお願いします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番から3番を除く、8ページ、9番までの8件です。

1番、申請地、善導寺町島、畑、937㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、山本町豊田、田、452㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町以真恵、畑、5.32㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7ページをお願いします。

5番、申請地、田主丸町豊城、田、330㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、田主丸町野田、田、2筆、計596㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。こちらにつきましては、第3号議案、1番と関連案件となります。

7番、申請地、北野町大城、畑、689㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、北野町石崎、田、66㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いします。

9番、申請地、北野町陣屋、田、2筆、計806㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

西部地域、10番から、10ページ、15番までの6件です。

10番、申請地、荒木町白口、田、200㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、宮ノ陣二丁目、畑、2筆、計219㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

9ページをお願いします。

12番、申請地、三潞町高三潞、田、2筆、計757㎡、申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13番、申請地、三潞町玉満、畑、1,130㎡のうち250㎡、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

14番、申請地、三潞町壱町原、田、1,545㎡、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いします。

15番、申請地、三潞町西牟田、畑、7筆、計1,314㎡、申請理由、申請地を取得し、貸家住宅の敷地を拡張するものです。

なお、9ページ、審議番号14番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で、説明を終わります。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**事務局** 東部審査会について報告いたします。  
審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。  
転用目的は、露天駐車場として利用するものです。  
申請地は、善導寺小学校から北東へ約1.7km、大橋小学校から南西へ約1.6kmのところに位置します。  
農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものがありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生

しません。

被害防除につきましては、碎石敷きで整地して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、久留米市筑水高校から東へ約540m、山本小学校から北西へ約2kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、公益性が高いと認められる事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の放水路へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、北側のほうに埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に施工されておりましたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、川会小学校から南西へ約420m、竹野小学校から北西へ約1.9kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で南側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましても、合併処理浄化槽を経由して南側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防いでおります。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸中学校から南西へ約610m、田主丸総合支所から北西へ約890mのところに位置します。

農地区分につきましては、田主丸総合支所から1km以内、宅地化率43.86%以上に

ある農地ですので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で西側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、溜桝を経由して西側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。第3号議案、1番と関連案件となります。こちらは、昭和53年9月30日に住宅及び倉庫を建築する目的で転用許可を受けておりましたが、造成のみ行い、建築まで至らなかったため、転用事業者と転用目的の変更承認申請をあわせて行うものです。

申請地は、田主丸中学校から北西へ約720m、巨瀬川幼稚園から北東へ約1.9kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、溜桝を経由して西側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設の石積み及びコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、善導寺小学校から北東へ約1.1km、JR善導寺駅から北へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で西側道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、溜桝を経由して西側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、弓削小学校から西へ約280m、西鉄古賀茶屋駅から南へ約1.3kmの所に位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の水路へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、溜柵を経由して南側道路に埋設予定の市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三井中央高校から北東へ約650m、北野おおぞら幼稚園から東へ約430mのところの位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、溜柵を経由して北側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、L型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全て申請案件について、排水承諾と添付書類を確認しています。

以上、審議番号3番を除く8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、西部審査会より報告いたします。

審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約700m、白鳥保育園から南へ約300mのところの位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路側溝へ排水します。汚水、生活雑排水に

つきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄宮ノ陣駅から北へ約600m、古賀病院21から西へ約600mのところに位置します。

農地区分については、北側の農地につきましては上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に病院と保育園がある農地でありますので、第3種農地、南側の農地につきましてはおおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の道路側溝へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号12番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、公共下水道事業に伴い、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

申請地は、三潞小学校から西へ約1km、三潞中学校から北西へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水します。汚水、生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設の法面により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは17番です。

転用目的は、公共下水道事業に伴い、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、三潞総合支所から南西へ約700m、三潞総合体育館から西へ約400mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第

3種農地に該当いたします。雨水排水につきましては、自然流下で排水します。汚水、生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設の法面により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号14番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、犬塚小学校から西へ約1.4km、三瀦小学校から南西へ約1.8kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、自然流下で南東の水路へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号15番について説明いたします。地図ナンバーは19番です。

転用目的は、貸家住宅の敷地を拡張するものですが、既に住宅の敷地として使用されておりましたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、JR西牟田駅から東へ約300m、荒木中学校から南へ約2kmのところに位置します。

農地区分については、東側の3筆につきましてはJR西牟田駅からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地、残りの4筆につきましてはJR西牟田駅からおおむね500m以内の区域以内にある農地でありますので、第2種農地に該当いたします。雨水排水につきましては、溜桝を經由して南側の道路側溝へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、合併処理浄化槽を經由して南側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾と添付書類を確認しております。

以上、6件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 6ページの1番と2番ですけれども、まず1番の農地区分、これいってみれば10haの一団から独立して、1種農地ではないように思えるんですけれども、この10ha以上という捉え方はどのようなものとかということと、2番目の公共性が高いというふうに書いてありますので、その公共性が高いところの説明をお願いいたします。

事務局 まず、審議番号1番の10haの広がりについて御説明をさせていただきます。  
こちらにつきましては、ちょっと事務局のほうでも悩んだところではあるんですが、この三角になっている西側の点のところがあるんですけど、そちらのほうは西側のほうに広がっているところで、1種農地として判断をさせていただいたところです。  
続きまして、審議番号2番の公益性が高い事業ということなんですけども、今回の例外規定の中では公益性が高いと認められる事業の中に幾つかございます。その中で、今回につきましては土地改良事業の中で、非農用区域に定められている場所となっております。土地改良事業をする際に、認定住宅とかを建てたいというところの申出がある場合については、土地改良区の一部、端っこのほうにそういった認定住宅を建てるための場所を設けてあります。  
そこについては、将来的に家を建ててもいいというふうになっておりますので、今回につきましてはその場所に家を建てられるということで、公益性が高いと認められる事業、今回でいうと土地改良事業に該当するというところで、例外規定を当てはめさせていただいておるところです。

委 員 ちょっと質問。この農地区分の1というのは第1種農地のことですか。

事務局 はい。

委 員 では、大体原則的には転用許可しないということですね。

事務局 そうですね。

委員 それで、何で1がこのようにどんどん許可されるのか、教えてください。

事務局 先ほど、委員さんのほうからも質問があった部分に関連するところではあるんですけど、第1種農地については今、委員さんがおっしゃったように、原則不許可ですよというふうになっておるところです。ですけども、全てをできないというふうになると、その地域が発展しないということもあり、例外規定が設けられているところなんです。

今回は、委員さんがおっしゃるように、かなり第1種農地の例外規定、地域農業の振興に資するということの案件が、ちょっとかなり多かったのでそういうふう感じられているかとは思いますが、これにつきましては例外規定に該当していれば認めるということになっておりますので、あとは立地基準のときにはそういった判断をさせていただきまして、あとは現地審査、そして一般基準ですね、本当に転用の見込みがあるかどうかというのを審査していただいて、その中で問題ないということで今回、総会のほうに上げさせていただいておるところです。

委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 初めてですからお尋ねするんですが、説明を受ける中で始末書付きの申請にという説明がありましたが、始末書付き、内容によっては始末書付きにできないこともあるんですか。事が済んでおったということでしょう。

事務局 そうですね。

委員 ちょっとそこ辺の現状というか、実際の取り扱いなどについてちょっとお尋ねします。

事務局 始末書つきが出てくる案件というのは、幾つかのパターンがあるんですけども、一つはもともと目的として家を建てようとしていたら、もう既にその一部が引っかかっていたと。家があそこに建っていたとか、もしくは違う別の案件で申請が上がってきたときに、その方の農地を調べていたときに無断転用があったので、慌てて

本来申請された案件とは別に合わせて申請をされるということですと、そういったパターンとかがあります。

御質問は、始末書つきがあったとしてもできない案件があるのではないかというところかと思うんですけども、例えばもう例外規定に該当しない案件であれば、当然転用はできない内容になりますので、そういうものにつきましてはそもそも総会に上がること自体はないかと思えます。そこはもう解消してもらいたいと、転用している、転用というか無断転用している場所で例外規定がきかないところについては、元に戻してくださいというふうな指導をしているところです。また、それが続くような案件とかの場合は、また委員さんと相談しながら、個々に対応させていただいているのが現状です。

委員 ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

委員 8ページの番号9番のところですが、面積が806㎡になっていますが、これは二人の方で2軒家が建つのか、普通は500㎡までだと思いますが、農家住宅を建てる、倉庫か何かを建てるなら1,000㎡とかじゃなかったかなと私は思っていたんですが、何か理由があるんですかね。

事務局 まず、2軒建つのかどうかというところなんですけども、この案件につきましては1軒であります。先ほどの500㎡の縛りですね、500㎡までというところなんですけども、これにつきましては旧久留米の市街化調整区域につきましては開発要件がありますので、500㎡となっております。先ほど農家住宅等につきましては開発要件に該当しない案件でありますので、おおむね1,000㎡ぐらいを申請された、そういった案件がよくあっているところです。

農業委員会としましては、ならどこをどういうふうに言うのかというところまでみているのが、必要性をまずそれだけの広さが必要なのかというのを判断するところなんですけども、それにつきましては建蔽率ですね、建蔽率がおおむね22%以上であるかどうかというところで判断をさせていただいております。

委員 すみません。申請段階では22%建蔽率ですけど、実際に建ったらそれを満たしてい

なかったとかなったときは、どうやってするんですか。

**事務局** 基本は申請で上がっている案件がどうかというところで、建蔽率で見るとは、その後でそういうふうになってなかった場合はどうするかということですか。それにつきましては、申請書どおりにしてくださいと。計画どおりにやってくださいというふうな指導になろうかと思えます。

**委員** ありがとうございました。

**議長** ほかに何かありませんか。ほかに質疑がございましたら、お願いいたします。ほかにないようでしたら、これにて質疑を終了してようございますか。

「はいの声」

**議長** ただいまから採決いたします。採決にあたりましては、第3号議案、審議番号1番と4号議案のうち、審議番号3番を除く議案に分けて採決をいたします。第3号議案、審議番号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案、審議番号1番は可決されました。続きまして、第4号議案のうち審議番号3番を除く議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案のうち審議番号3番を除く議案は可決されました。なお、審議番号14番は許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局** 11ページをお願いします。
- 第5号議案、非農地証明について、非農地証明願いが提出されたので、付議いたします。
- 東部地域、1番、1件です。
- 1番、申請地、山本町耳納、畑、3筆、計826㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。非農地証明について、補足説明いたします。こちらにつきましては、土地登記簿上の地目が農地、田や畑でその現状が宅地になっているもので、一定の条件を満たしている場合に非農地扱いを行い、土地登記簿上の地目を変更するものです。
- 久留米市農業委員会においては、20年以上宅地化しているものについて、非農地証明を行っており、当時からの状況が分かる航空写真を添付して申請を行っていただきます。当案件につきましては、農地法の許可申請と同様に東部審査会にて審査しています。総会後は証明書を発行し、申請者により法務局にて地目の変更をしていただきます。
- 以上で説明を終わります。
- 議長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 委員** これ、建築物は未登記だったということですか。建物自体。登記するときには必ず地目変更というのはできるはずなんで、こういった非農地証明が今後出てくる案件というのは、ここの構造物は未登記案件という認識でよろしいですか。
- 事務局** 今回のケースについて、建物登記がされていたかどうかという確認はちょっととれていないところなんですけども、案件に応じて今おっしゃったように建物登記が既になっているもの、本局に登録されているものもあれば、されていないものもたまにございます。
- 委員** 今、建築指導課とか、もちろん住居なり、倉庫なり、建てたりするときに指導されているんですけど、20年ぐらい前の古い案件というのは、そういった農地の地目について、土地の地目については確認されようがないという中での登記もあり得たと

ということですか、そういう認識でよろしいですか。

事務局 はい。

議長 ほかに何かありませんか。ほかに質疑がございましたら、お願いいたします。ほかにないようでしたら、これにて質疑を終了してようございますか。

「はいの声」

議長 それでは、採決をいたします。第5号議案の非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 12ページをお願いします。  
第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

1、所有権移転、5件。2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、11件です。

13ページをお願いします。

1、所有権移転、第1区、1番、2番の2件です。

1番、所在地、荒木町下荒木、田、1,446㎡、推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、安武町武島、田、3筆計、1万503㎡、推進機構からの買入れとなります。

第3区、3番、4番の2件です。

3番、所在地、北野町中、田、2,756㎡、推進機構への売渡しとなります。

4番、所在地、北野町仁王丸、田、3,938㎡、推進機構への売渡しとなります。

14ページをお願いします。

第5区、5番、1件です。

5番、所在地、三潞町田川、田、1,154㎡、推進機構から買入れとなります。

15ページをお願いします。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）

第1区、1番から、17ページ、8番までの8件です。

1番、所在地、善導寺町飯田、田、2筆、及び善導寺町木塚、田、7筆、及び善導寺町与田、田、1筆の10筆、計1万3,916㎡、推進機構への貸付となります。

2番、所在地、善導寺町与田、田、1,176㎡、推進機構への貸付となります。

3番、所在地、善導寺町木塚、田、976㎡、推進機構への貸付となります。

16ページをお願いします。

4番、所在地、善導寺町木塚、田、559㎡、推進機構への貸付となります。

5番、所在地、善導寺町飯田、田、2筆、及び善導寺町木塚、田、1筆、及び善導寺町与田、田、1筆の4筆、計5,631㎡、推進機構への貸付となります。

6番、所在地、太郎原町、田、1筆、及び山천시ノ上町、田、1筆の2筆、計4,099㎡、推進機構への貸付となります。

17ページをお願いします。

7番、所在地、太郎原町、田、3筆、及び山川安居野二丁目、田、1筆の4筆、計1万313㎡、推進機構への貸付となります。

8番、所在地、山本町耳納、田、1,391㎡、推進機構への貸付となります。

第4区、9番、1件です。

9番、所在地、城島町芦塚、田、1,427㎡、推進機構への貸付となります。

18ページをお願いします。

第5区、10番、11番の2件です。

10番、所在地、三潞町西牟田、田、2筆、計6,789㎡、推進機構への貸付となります。

11番、所在地、三潞町田川、田、1,361㎡、推進機構への貸付となります。

以上、1、所有権移転、5件、2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、11件、以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、これで市長宛て、通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑ないですか。これについては、もう議案書も先に送っておりましたので、お目通しいただいておるといふふうに思います。そういうことで質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

従いまして、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議はありませんか。

「無しの声」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、2番、秋永憲一委員、14番、田中修二委員をお願いをいた

します。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。